

## ○出産・求職中の申出で入園・入室した場合、保育の実施期間にご注意ください！！

### 《出産での申出の場合》

実施期間：出産予定月の2か月後の末日まで

（例：4月入園・室 出産予定日が9月3日の場合 保育の実施期間は4月1日～11月30日）

実施期間の延長：出産予定月を過ぎて翌月に出産した場合は、退園・退室となる月の10日までに保育課へご連絡ください。確認後、実施期間が1か月延長となります（市内保育園のみ）



\*母親の産後の回復が悪い場合や出産を契機とする疾病、安静が必要な場合等は、退園・退室となる月の10日までにご連絡ください。（市内保育園のみ）  
なお、医師の診断書等が必要となる場合があります。

### 《求職中での申出の場合》 ※学童保育室は、求職中の事由での申請はできません。

実施期間：入園月の3か月後の末日まで

（例：4月入園場合 保育の実施期間は4月1日～6月30日）

実施期間の延長：実施期間が満了する月の10日までに、保育課又は各総合支所へ就労証明書を提出してください。

